

Well 診断（ストレスチェック）利用規約

甲（社会保険労務士事務所等、Well 診断利用者）は、一般社団法人ウエルフルジャパン（以下「乙」とする）の提供するWell診断におけるストレスチェックサービス（以下「本サービス」という）利用にあたり、以下を確認します。

第1条 Well診断

Well診断とは、労働安全衛生法に基づく労働者の心理的負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」とする）を提供するサービスです。また、Well診断では組織のストレス分析も実施可能です。

第2条 信義・誠実の原則

- ① 甲および乙は、信義・誠実の原則にもとづき、互いに協力してストレスチェックに関わる業務を履行しなければなりません。
- ② 甲は甲の顧客に対し、甲の責任においてストレスチェックに関わる業務を履行します。
- ③ 乙は甲の顧客へ直接的な関与はしません。ただし、甲から特別な依頼があった場合はこの限りではありません。

第3条 料金

Well 診断利用区分に応じた、料金表に基づきます。

第4条 料金の支払い

① ストレスチェックサービスの支払い時期

甲は、ストレスチェックの料金を乙からの請求書発行月の翌月 20 日までに乙の指定する口座に振り込むことにより支払います。なお、振込に要する手数料は、甲の負担とします。

- ② ストレスチェックの料金は、個人のストレスチェック結果通知表及び組織のストレス診断結果など関連帳票類一式の納品・完了したのち、乙が甲へ請求書を発行する方法により行います。

第5条 機密の保持

甲及び乙は、Well診断関連業務（以下「本業務」という）の履行に関連して知り得た相互、顧客、顧客の機密に関わる事項及び、個人情報について、第三者に開示または漏洩してはならず、また、本業務の目的外に利用または第三者に利用させません。

但し、以下の各号の一に該当することを証明できる機密情報については、この限りではありません。

- ① 知得した時点で、既に公知であったもの
- ② 知得した時点で、既に保有していたもの
- ③ 知得した後、自己の責によらずに公知となったもの
- ④ 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手したもの
- ⑤ 機密情報に依ることなく、独自に開発したもの
- ⑥ 法令によって官公署への開示が要求されたもの（但し、当該開示前に甲にその旨の通知をなすものとし、可能な範囲で甲と開示の内容および方法等につき協議するとともに、当該法令で要求された範囲での当該官公署に対する開示に限るものとする。加えて、法令等の定めにより当該秘密情報につき秘密を保持するための手続きをとることが可能な場合は当該手続きをとることを要する。）

第6条 免責

以下の事項について、乙は責任を負いません。

- ① 法律の改正があり本業務が実施できなくなった場合。
- ② 天変地異、その他予見しがたい事由又はやむを得ない事由により業務処理ができなくなった場合。
- ③ 甲の顧客及び顧客の労働者がメンタルヘルス不調もしくはその他の理由により休職や退職となった場合。
- ④ 甲の顧客及び顧客の労働者が、メンタルヘルス不調が原因と思われる、なんらかの問題行動を起こした場合。
- ⑤ 甲の顧客の労働者が個別労働紛争等、なんらかの争議を開始した場合。
- ⑥ 甲の顧客および顧客の労働者が希死念慮に関わる行動を起こした場合。

第7条 損害賠償

- ① 甲、乙、其々の責任で、相手方に損害が発生した場合には受託費用の範囲で損害賠償を負います。

第8条 Well診断利用の停止

乙は、甲の本サービスに関する料金の滞納が振込期日後、1ヶ月以上にわたった場合、即座に本サービスの提供を停止することができます。

第9条 反社会的勢力の排除

- ①甲は、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 1 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 2 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 4 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 5 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ②乙は、前項の確約に反して、甲が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの利用を停止することができます。
- ③本条の定めにより、乙が本サービスの利用を停止した場合、当該サービス停止に関し、甲は乙に対し一切の請求を行わず、乙に生じる一切の損害について賠償するものとします。

第10 協議事項

甲および乙は、本規約に定めのない事項および本規約の定めに関して疑義が生じた事項については、甲、乙、で協議し円満な解決を図ります。

第11条 合意管轄

本サービスに関する訴訟の専属管轄は、大阪地方裁判所とします。

2026年4月1日

大阪府西区西本町 1-2-14

一般社団法人ウエルフルジャパン

代表理事 森本 貴代